

倉吉市高齢者エアコン購入事業費補助金交付要綱の制定について

【制定理由】

物価高騰等の影響を受け、経済的な理由により自宅に家庭用エアコンを設置していない高齢者世帯のエアコン設置を促進し、夏場の熱中症の発症を予防するため、それについての補助金を交付できるよう、倉吉市高齢者エアコン購入事業費補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）を制定するものです。

【制定要旨】

- 1 要綱の趣旨を定めることとした。 (第1条関係)
- 2 要綱において用いる語の意義を定めることとした。 (第2条関係)
- 3 要綱による補助金（以下「補助金」といいます。）は、物価高騰等の影響を受け、経済的な理由により自宅に家庭用エアコンを設置していない高齢者世帯のエアコン設置を促進し、夏場の熱中症の発症を予防することを目的として交付することとした。 (第3条関係)
- 4 補助金の交付の対象となる事業、相手方、経費及びその額を定めることとした。 (第4条関係)
- 5 補助金についての交付申請の時期及び方法を定めることとした。 (第5条関係)
- 6 補助金の交付決定について定めることとした。 (第6条関係)
- 7 補助金に関し、市長の承認を要しない変更等を定めることとした。 (第7条関係)
- 8 補助金についての実績報告の時期及び方法を定めることとした。 (第8条関係)
- 9 補助金の支払の方法を定めることとした。 (第9条関係)
- 10 補助金の額の確定の通知について定めることとした。 (第10条関係)
- 11 そのほか必要な事項は、市長が別に定めることとした。 (第11条関係)
- 12 要綱は、令和8年3月1日から施行することとした。 (附則第1項関係)
- 13 要綱の失効について定めることとした。 (附則第2項・附則第3項関係)

倉吉市高齢者エアコン購入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市高齢者エアコン購入事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「エアコン」とは、天井、壁、窓枠等に固定して設置し、室温冷却機能を有する器具をいう。

2 この要綱において、「自宅」とは、申請者が現に居住している住宅をいう。ただし、介護保険施設及び有料老人ホームを除く。

(交付目的)

第3条 補助金は、物価高騰等の影響を受け、経済的な理由により自宅に家庭用エアコンを設置していない高齢者世帯のエアコン設置を促進し、夏場の熱中症の発症を予防することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と第5欄に掲げる額とのいずれか少ない額以下とする。

(交付申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、市長が定める日までに行わなければならない。この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の規定にかかわらず、様式第1号の申請書（次項において「交付申請書」という。）による。

2 前項に定めるもののほか、交付申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 購入費がわかる書類（見積書等）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の時期等)

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の申請書による。

2 変更についての承認を受けようとする場合には、前項に定めるもののほか、当該変更後の購入費がわかる書類（見積書等）を添えるものとする。

3 前条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、同項の報告書（次項において「実績報告書」という。）による。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 補助事業者は、実績報告書の提出に当たっては、補助事業の実施に伴って取得した領収書等その他の補助事業の実施を証する書類を添付するものとする。この場合において、規則第17条第2項に規定する書類の添付は、要しない。

(補助金の支払)

第9条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条の規定にかかわらず、様式第3号による。

2 規則第19条の規定による補助金の概算払の通知は、様式第4号によるものとする。

(交付額の確定の通知)

第10条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第5号によるものとする。（その他）

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
倉吉市高齢者 エアコン購入 事業	<p>次に掲げるいずれにも該当する世帯に属する者</p> <p>(1) 市内に住所を有する65歳以上の人のみで構成された世帯</p> <p>(2) 住民税非課税又は均等割のみ課税世帯</p> <p>(3) その自宅に使用できる家庭用エアコンがない世帯</p>	エアコンの購入費（設置費含む。）	10分の10	50,000 円

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

申請者 住所

氏名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

補助金等交付申請書

倉吉市高齢者エアコン購入事業費補助金の交付を受けたいので、倉吉市補助金等交付規則第5条の規定により申請します。

記

1 補助事業等の名称 倉吉市高齢者エアコン購入事業

2 算定基準額（見込み） 円

3 交付申請額 円

4 添付書類

（1） 購入費（設置費含む）がわかる書類（見積書等）

（2） その他

※裏面も記入してください

(裏面)

住民登録等の確認同意書

私は、倉吉市高齢者エアコン購入事業費補助金の交付の可否の審査にあたり、市または地域包括支援センターの担当職員が倉吉市高齢者エアコン購入事業費補助金交付要綱別表に規定する住民登録等関係資料について確認すること及び、自宅を訪問しエアコンの設置状況を確認することに同意します。

また、倉吉市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条に規定する暴力団等でないことを確認するため、倉吉市が鳥取県警察本部等に対し照会を行うことにも同意します。

申請者氏名 _____ (自署)

様式第2号（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

倉吉市長

倉吉市高齢者エアコン購入事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市高齢者エアコン購入事業費補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

倉吉市高齢者エアコン購入事業

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、エアコンの購入及び設置に要する費用とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、倉吉市高齢者エアコン購入事業費補助金交付要綱（令和8年2月4日倉吉市健康福祉部長決裁。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合にあっては、変更後の額）のいずれか少ない額により行う。

5 補助規程の遵守・その他の条件

(1) 補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

申請者 住所

氏名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

補助金等支払請求書

年 月 日 第 号で交付決定（確定）のあった倉吉市高齢者エアコン購入事業費補助金の支払について、倉吉市補助金等交付規則第20条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 補助事業等の名称 倉吉市高齢者エアコン購入事業費補助金

2 交付決定（確定）額 円

3 支払請求額 円

4 精算払、概算払の別

5 添付書類（該当のないものは、取消線その他の方法により削除すること。）

（1）交付額確定通知書（概算払通知書）の写し

（2）エアコン本体及び室外機等を設置した場所の写真

（3）その他（ ）

振込先	金融機関名		支店名	
	預金種目	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	名義			

※請求する際、振込先のわかる通帳の写しを添付してください。

様式第4号（第9条関係）

番 号
年 月 日

様

職氏名

概算払通知書

年 月 日 第 号で交付決定のあった倉吉市高齢者エアコン購入事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおり概算払することとしたので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助金の名称
- 2 交付決定額 円
- 3 概算払の基準（限度額又は対象経費）
円 補助対象経費のうち購入及び設置に要する経費（上限50,000円）
- 4 請求書の提出 補助事業者は、概算払を受けたい場合は、 月 日までに補助金等支払請求書を提出してください。
- 5 精算について

補助金の概算払を受けた場合で、補助事業の完了、中止又は廃止があったときは、補助金の精算を行う必要があります。その結果、精算により交付されるべきこととなった補助金の額（交付決定又は変更承認のあった額が限度となります。以下「精算額」といいます。）を概算払を受けた補助金の額（以下「概算払額」といいます。）が超過しているときは、当該超過している額を返還し、精算額に対して概算払額が不足しているときは、当該不足している額の分の補助金が交付されることとなります。

様式第5号（第10条関係）

番 号

年 月 日

様

職氏名

倉吉市高齢者エアコン購入事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日 第 号で交付決定のあった倉吉市高齢者エアコン購入事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1 補助金の名称

2 確定交付額等

補助金の確定交付額（及びその算定基準額並びに交付決定額）は、次のとおりである。

(1) 確定交付額	金	円
(2) 算定基準額	金	円
(3) 交付決定額	金	円

3 補助規程等に従わない場合の補助金の返還等

交付額確定通知があった場合でも、規則又は要綱の規定に従わないときは、規則第21条第2項において適用する同条第1項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、並びに規則第22条第2項、第23条第1項及び同条第4項の規定により、交付決定の額を超えた部分の補助金の返還を命じ、及びそれについての加算金及び延滞金の納付を求めることができます。